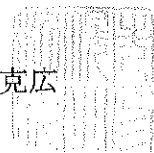


令和6年(2024年)7月3日付け札幌市告示第2841号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和6年(2024年)7月5日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第2841号別表の工事番号「24(下)第0110号」工事名「手稲処理区西町南2丁目ほか下水道新設工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

特記仕様書（週休2日工事の実施について）

○ 週休2日工事の実施について

1. 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。
2. 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。
3. 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
5. 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。
6. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
7. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。
8. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
9. 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、4週6休以上であっても補正は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
10. 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
11. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
12. その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。

なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページ
(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html) に掲載している。